

【件名】当館管轄地域からのドイツ入国

- ・バ＝ラン県庁及びオ＝ラン県庁ホームページでは、ドイツ入国に関して改めて以下のとおり案内されていますのでご注意ください。
- ・モゼル県からのドイツ入国は従前どおり他県よりも厳しく規制されています。
- ・状況、条件等は今後変動する可能性があり、また、隣接する各州によって対応が異なる可能性がありますので、移動の際は最新情報を確認することをお勧めします。

1 フランスからの旅行者は、ドイツ領土に入る際に、必ず(新型コロナウイルス感染に係る)陰性証明を携行しなければならない。ドイツへの入国直後にドイツ国内で速やかに検査を受ける形でも可。

2 アルザス地域圏(バ＝ラン県及びオ＝ラン県)からドイツに入国する越境労働者の場合は、週に2回、検査証明を提示しなければならない。

3 2の措置は、学生、生徒、越境労働者、真に急を要する移動(家族、衛生上等の理由による移動)を対象にしている。

4 国境は閉鎖されず、検問はランダムに行われる。フランスとドイツの間の公共交通手段の運行は維持され、仕事上の理由による、両国をまたがる交通は停止していない。

5 ドイツ国内に24時間以上滞在する場合は、以下のURLにあるオンライン申請書にて入国に関する情報の登録を行うことが義務付けられている。入国の頻度が多い場合(例えば越境労働者で毎日ドイツに入国する場合等)週に一回のペースで登録を行うように促されている。

www.einreiseanmeldung.de

6 モゼル県からドイツ入国を希望する者については以下のとおり。

- － ドイツ入国のたびにオンラインで申告する義務がある。場合により、この申告書は書式を問わず紙でも申告することができる。
- － 48 時間以内の PCR 検査または抗原検査を行う義務がある。

バ＝ラン県庁ホームページ

[Classement de la France en zone a fort taux d'incidence par l'Allemagne / Covid-19 / Actualites / Accueil - Les services de l'Etat dans le departement du Bas-Rhin \(bas-rhin.gouv.fr\)](#)

オ＝ラン県庁ホームページ

[Passage aux frontieres / Coronavirus COVID-19 / Actualites du Prefet et des Sous-Prefets / Actualites / Accueil – Les services de l'Etat dans le Haut-Rhin \(haut-rhin.gouv.fr\)](#)

モゼル県庁ホームページ

[Circulation a la frontiere franco-allemande en Moselle a compter du mardi 2 mars 2021 / Actualites / Accueil – Les services de l'Etat en Moselle](#)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム(ORR ネット)から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>